

令和8年熊本地震の影響で、しばらくの間、いまの会社で同じ
仕事で働くことができない人は、いまの会社で別の仕事やほかの
会社で働くための許可（※）をもらうことができる特別な対応を
しています（※）「資格外活動許可」といいます

【許可をもらうことができる人】

次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

- ① 今回の地震で大きな被害を受けたところに住んでいて、働くための
在留資格を持っている人

- ② 今回の地震が原因で、しばらくの間、いまの仕事ができないが、しばらく
経ってから、いまの会社で同じ仕事でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

※ また、ほかの会社で働くことができる手続きをした人でも、元の会社の事情で、決められた期間が終わるまでに
元の会社に戻る事ができなかった人は、もう一度、ほかの会社で働くことができます。

【許可の内容】

1日に8時間まで働くことができます

【許可の期限】

働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、令和9年（2027年）1月27日
を超える場合は、この日が期限です。

詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/30_00158.html)を見てください。

